

## 平成29年6月定例会「意見書案」目次

通し番号	件 名	趣旨弁明者	賛成者
意見書 第6号	奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書	(日本共産党) 宮本 次郎 <30>	(民進党)猪奥 美里 <3> (創生奈良)阪口 保 <20>
意見書 第7号	ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書	(創生奈良) 和田 恵治 <31>	(自民党紳)川口 延良 <5> (日本共産党)今井 光子 <42>
意見書 第8号	北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書	(民進党) 森山 賀文 <13>	(自由民主党)安井 宏一 <23> (日本共産党)太田 敦 <29>
意見書 第9号	「森林環境税（仮称）」の早期創設を求める意見書	(自由民主党) 田中 惟允 <11>	(公明党)大國 正博 <14> (創生奈良)山本 進章 <32>
意見書 第10号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	(公明党) 山中 益敏 <4>	(自由民主党)龜田 忠彦 <1> (日本維新の会)佐藤 光紀 <8>

## 意見書第六号

奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書（案）

今年三月末をもつて閉鎖された奈良少年刑務所の建造物は、一九〇八年（明治四十一年）に奈良監獄として建てられたものです。これは明治時代、国が監獄施設の近代化をめざして建てた全国の「五大監獄」（奈良、千葉、長崎、鹿児島、金沢）の一つで、施設がほぼ完存している唯一の建造物群です。

同建造物は、著名な建築家・山下啓次郎氏が設計した洋風の重厚な造りが特徴で、使用されたレンガはすべて当時の受刑者が木津川のほとりのレンガ工場で焼いた「手作りレンガ」といわれており、独特的の風合いがあります。奈良県教育委員会が二〇一四年にまとめた「奈良県近代化遺産総合調査報告書」によると、「竣工時の様態をよく残している。日本の近代化の一侧面を示す遺構として貴重である。」と評価されており、今年二月に国の重要文化財に指定されました。

旧奈良監獄は百年以上にわたりその役割を果たしてきましたが、戦前の時期には、平和と民主主義を求めた人々も収監された歴史があり、その歴史を風化させずに後世に語り継ぐことは意義深いことではないでしょうか。

法務省は同施設の耐震改修・史料館運営・付帯業務等を内容とする「旧奈良監獄保存活用事業」を発表し、五月十六日、同事業の優先交渉権者にソラーレホテルズアンドリゾーツを代表

企業とする「ソラーレグラン」を選定しました。史料館が併設された「監獄ホテル」計画として注目を集めています。史料館の展示内容を充実したものにするためには、文化遺産としての建造物の値打ちとともに、歴史的な経過を示すことが大切ではないでしょうか。

政府におかれましては、同施設の整備活用に当たつて、事業者に対し歴史展示に資する情報を提供することを求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

## 意見書第七号

ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書（案）

政府は、昨年七月、内閣官房IT総合戦略室長の下に、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置し、十一月中間報告をまとめた。そして「規制改革推進会議」も、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般的なドライバーが料金をとつて自家用車で利用客を送迎するいわゆるライドシェアの導入に向けた議論を進めている。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた「白タク」を合法化するものであり、①二種免許や運行管理も不要とされ、利用者の安全・安心が脅かされること、②地域公共交通を弱体化し、既存のタクシー事業を崩壊させること、③公共交通ではないことから、需給状況によつては運賃が変動すること、④二十四時間稼働の保証がなく、夜間の利用で特に女性・高齢者は利用しづらくなること、⑤事業主体（プラットフォーム）は一切運送に関する責任は持たず当事者間での解決となることなど多くの問題点がある。

また、ライドシェアは、Uber（ウーバー）などの配車アプリサービスを利用するが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価のトラブルなど運転手と利用者間の問題があり、さらにウーバーに登録している運転手がウーバー社に対して雇用関係

の有無や地位確認などで集団訴訟を起こしている問題もある。

多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化するおそれは否めない。

また、ウーバーは、欧米や中国などを中心に急拡大しているが、サンフランシスコでは地域最大のタクシー会社「イエロー・キャブ」が倒産に追い込まれている。ライドシェアが日本全国に普及すれば、タクシーの産業基盤が奪われるにとどまらず、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立を脅かすこととなつていくのは明白である。

タクシーは、介護や通院、買い物の足など、地域生活には欠かせない「ドア・ツー・ドアの公共交通機関」であり、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担つており、高齢化社会が進む中、タクシーへの期待も高まっている。世界一のサービスと安心・安全を標榜する日本のタクシーの現状を見れば、ライドシェアを導入するのではなく、国際的に良質で安全なタクシーをこれからも守つていく観点が大事である。

よつて、国会及び政府におかれでは、次の措置を講じられるよう強く要請する。

一 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。

二 公共交通の役割を担つているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、

改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を  
はじめ必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

## 意見書第八号

### 北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）

北朝鮮は、国際社会からの自制を求める声を無視し、過去五回の核実験を行い、弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返しています。特に最近は、潜水艦発射型や長距離弾などミサイル開発を加速させており、北朝鮮の脅威は新たな段階に入ったと言わざるを得ません。

累次の国連安保理決議に反する北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国をはじめとする東アジア地域、そして国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威、挑戦です。周辺空域・海域の航空機、船舶にも深刻な危険をもたらしており、断じて認められません。北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難します。

他方、政府は、北朝鮮の度重なる暴挙に対し、有効な手立てを講じているとは言えません。政府は、北朝鮮に対する圧力を強めて核・ミサイル開発を断念させるとともに、朝鮮半島において軍事衝突が生じることがないよう、日本外交の総力を挙げなければなりません。

まずは、北朝鮮に対する各種制裁の実効性を更に高めるため、日米韓の緊密な連携のもと、中国、ロシアをはじめ関係国への働きかけを一層強めるべきです。特に、日中、日韓の首脳レベルでの迅速かつ緊密なコミュニケーションが極めて重要であり、強い危機感を持つて、更なる外交努力を尽くすよう政府に

求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

## 意見書第九号

### 「森林環境税（仮称）」の早期創設を求める意見書（案）

我が国の森林は国土の七割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、次の事項の実現を強く要請する。

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設すること。その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制の整備だけではなく広域的な森林環境管理体制の構築のために県が役割を發揮できるような仕組みとすること。また、県の超過課税との関係を明確化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

意見書第十号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

二〇一三年の厚生労働省研究班の調査で、国内のアルコール依存症患者が約百九万人、ギャンブル依存症の疑いがある人が約五百三十六万人にも上るとの報告がなされた。依存症は、自己破産や家庭崩壊、犯罪や自殺といった悲惨な結果につながることがあるにも関わらず、政府はその実態を十分に把握してこなかつた。また、昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議においても、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年三月には論点整理を発表したところである。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

一 三月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

二 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進めることで、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化

を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会